

1561 番

C. No. 15

15.1

(和文)

共産「インターナショナル」ニ對スル協定

共產「インターナショナル」ニ對スル協定

大日本帝國政府及

獨逸國政府ハ

共產「インターナショナル」(所謂「コミンテルン」)ノ目的ガ其ノ執リ得ル有ラユル手段ニ依ル現存國家ノ破壊及暴壓ニ在ルコトヲ認メ

共產「インターナショナル」ノ諸國ノ國內關係ニ對スル干渉ヲ看過スルコトハ其ノ國內ノ安寧及社會ノ福祉ヲ危殆ナラシムルノミナラズ世界平和全般ヲ脅スモノナルコトヲ確信シ

共產主義的破壊ニ對スル防衛ノ爲協力センコトヲ欲シ左ノ通協定セリ

第一條

締約國ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ、必要ナル防衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リ右ノ措置ヲ達成スルコトヲ約ス

第二條

締約國ハ共產「インターナショナル」ノ破壊工作ニ依リテ國內ノ安寧ヲ脅サルル第三國ニ對シ本

協定ノ趣旨ニ依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ參加センコトヲ共同ニ勸誘スベシ

第三條

本協定ハ日本語及獨逸語ノ本文ヲ以テ正文トス本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベク且五年間効力ヲ有ス締約國ハ右期間滿了前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル兩國協力ノ態様ニ付了解ヲ達スベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ

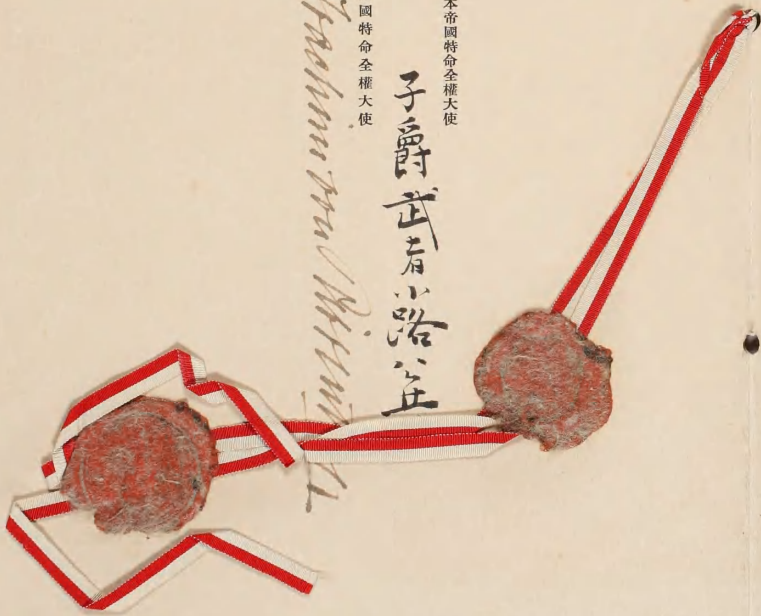
昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ本書ニ通テ作成ス

大日本帝國特命全權大使

獨逸國特命全權大使

子爵武石小路公正

*Frühmann von Birkwitz*



共產「インターナショナル」ニ對スル協定ノ附屬議定書

本日共產「インターナショナル」ニ對スル協定ニ署名スルニ當リ下名ノ各種委員ハ左ノ通協定セ

リ

(イ) 兩締約國ノ當該官憲ハ共產「インターナショナル」ノ活動ニ關スル情報ノ交換並ニ共產「インターナショナル」ニ對スル啓發及防衛ノ措置ニ付緊密ニ協力スベシ

(ロ) 兩締約國ノ當該官憲ハ國內又ハ國外ニ於テ直接又ハ間接ニ共產「インターナショナル」ノ勤務ニ服シ又ハ其ノ破壞工作ヲ助長スル者ニ對シ現行法ノ範圍内ニ於テ嚴格ナル措置ヲ執ルベシ  
(ハ) 前記(イ)ニ定メラレタル兩締約國ノ當該官憲ノ協力ヲ容易ナラシムル爲常設委員會設置セラルベシ共產「インターナショナル」ノ破壞工作防遏ノ爲必要ナル爾餘ノ防衛措置ハ右委員會ニ於テ考究且協議セラレベシ

昭和十一年十一月二十五日即チ千九百三十六年十一月二十五日「ベルリン」ニ於テ

大日本帝國特命全權大使

獨逸國特命全權大使

子爵 武者小路實

Murakami Munomichi



